

組合員各位

『第28回 ヤング映像クリエイターを励ます賞』について

貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

今年度の『ヤング映像クリエイターを励ます賞』の募集要項について組合員各位にご案内いたします。テレビ番組制作会社の地位向上を目的として設立した日本映像事業協会は、おかげさまで30周年を越え、業界の発展に微力ながら貢献してまいりました。今年32年目として活動できますのも、映像制作を担う皆様方の日々の活動の功績と情熱の証に他なりません。

番組制作を取り巻く環境が大きく変化する中、多様なメディアで活躍する会員各社において、将来にわたり継続的に良質なコンテンツを供給できる体制づくり、ならびに若手クリエイターの育成は不可欠であります。将来の業界を担う若きクリエイターを育てるためにも、是非この機会を利用し多数の作品をご応募していただきたく、ここにご案内申し上げます。

応募対象及び対象作品

『ヤング映像クリエイターを励ます賞』応募対象者は、放送日当日30歳以下の番組制作に責任を持つプロデューサー及びディレクターで、令和7年11月1日から令和8年10月31日の期間に放送された作品が対象となります。(コーナー企画も対象です。)

今年度より、「BS局賞」を新設し、応募枠を以下の通り拡張いたします。

A 従来のヤング応募枠

対象: 正会員加盟社及び準会員地上波局の社員・契約社員が制作した作品

媒体: 全テレビメディア (BS・CS・CM・ケーブルテレビ・配信コンテンツも含む)

B 新設 BS局賞応募枠

対象: 準会員加盟のBS局及び制作会社の社員・契約社員が制作した作品

媒体: BS局で放送された作品

※BS放送作品の自動振り分けについて

従来のヤング応募枠 (**A** 正会員加盟社・準会員地上波局) からご応募いただいた作品のうち、BS放送の作品については、自動的に「BS局賞」の選考対象として振り分けを行います。

第5回より経済産業省から『経済産業大臣賞』という大変名誉ある賞を授与していただき、今年度も引き続き授与いただく予定でおります。上記・**A**・**B** いずれの枠からのご応募であっても、最高賞である「経済産業大臣賞」の審査対象となります。

組合のホームページにて過去の受賞者の方々の作品タイトル、テレビ局名、番組名、制作会社名、受賞者氏名をご案内しております。ご参考ください。 <https://www.jvig.net/award/>

お申込みは【11月2日(月)正午】まで、別添記載の方法でご応募(アップロード)ください。

皆さまの御応募をお待ちしております。

日本映像事業協会 事務局 TEL03-3505-2870

【第28回 ヤング映像クリエイターを励ます賞】

- <目的> 日本映像事業協会に加盟している各社の若い映像クリエイターたちの才能を更に伸ばすための組合主催による表彰イベント。
- <名称> 「ヤング映像クリエイターを励ます賞」 主催 日本映像事業協会
- <後援> 経済産業省、NHK、日本テレビ、テレビ朝日、TBS テレビ、テレビ東京、フジテレビジョン、放送文化基金、放送批評懇談会、放送番組センター（予定）
- <運営> このイベントは日本映像事業協会が主催し、その企画・運営は協会理事会が指名する「ヤング映像クリエイターを励ます賞」運営委員会が行う。
- <審査> ヤング映像クリエイター賞の審査は運営委員会が任命した審査員により厳正に行い令和9年1月20日に ANA インターコンチネンタルホテル東京にて開催する「ヤング映像クリエイターを励ます賞・表彰式」において発表・表彰する。
- <内容> ◇ **応募対象者** 日本映像事業協会正会員加盟社・準会員加盟局・準会員制作会社の社員・契約社員で、制作番組の放送日当日現在「30歳以下」で番組制作に責任を持つプロデューサー及びディレクター。
- ◇ **対象作品** 令和7年11月1日～令和8年10月31日の期間内に放送された作品（番組中のコーナー企画やミニ番組も対象）
※コーナー企画やミニ番組については審査参考のため他の制作作品の提出を求めることがある。
- ◇ **応募枠・放送媒体**（対象所属・媒体により自動振り分けを含む）
- A** 従来のヤング応募枠
対象：正会員加盟社・準会員地上波局の社員・契約社員が制作した作品
媒体：全テレビメディア（BS・CS・CM・ケーブルテレビ・配信コンテンツも含む）
- B** 新設 BS局賞応募枠
対象：準会員加盟のBS局及び制作会社の社員・契約社員が制作した作品
媒体：BS局で放送された作品
- ◇ **授与する賞** 『ヤングクリエイター』を若干名
「経済産業大臣賞」－1名 「優秀賞」、「努力賞」、「ホープ賞」、「BS局賞」－若干名
いずれの枠からのご応募であっても、最高賞である「経済産業大臣賞」の審査対象とする。
- ◇ **応募代金**
1作品につきエントリー代として、2万円を申し受けます。（後日会社宛請求）
但し、同一者の複数応募、同一番組の複数応募は出来ませんのでご注意ください。

<応募方法> 10月1日より受付開始予定

①「作品申込内容」・②「作品データ」を作成の上、各・提出フォームより提出

STEP① 「作品申込内容」を提出先フォーム <https://www.jvig.net/inquiry/ycc-entry/>
に入力・送信してください。

※次頁の作品申込書はフォーム入力時のための下書きにご利用ください。

以下列挙の項目をフォーム入力いただきます。

会社名/会社 TEL

応募者氏名/応募者氏名(フリガナ)/性別/生年月日/現年齢(西暦表記)/

職種(プロデューサーor ディレクター)/携帯電話/メールアドレス/制作履歴/

応募番組名/応募番組名(フリガナ)/番組名サブタイトル/番組名サブタイトル(フリガナ)/

放送局・放送媒体/放送日/放送時間(開始～終了)/収録時間/放送日当日の年齢/

番組内容/アピールポイント(ここを重視して見てほしい箇所)/

本人の携わった箇所を詳しく(例:企画立ち上げ、キャスティング、予算管理、コーナー部分等)/

会社としての推薦理由/



⇒⇒⇒ STEP①にて作品申込内容をフォーム送信完了しましたら、
STEP②の作品動画アップロード先 URL を個別にお知らせいたします。

STEP② 作品(動画)をデータ提出してください。

<作品データ>

- ・コーデック H.264 の MP4 もしくは MOV(必須)
- ・120 分で 10GB 以内、 4K/8K は不可(必須)
- ・平均ビットレート 10Mbps(推奨※ただし全体容量 10GB 以内を優先)
- ・CMは削除し、黒味(10 秒程度)とする
- ・ファイル名は作品タイトルとする

*提出された書類、映像、音声データ等は審査終了後、削除・廃棄いたします。

<発表> 受賞者には 12 月中に通知、翌 1 月開催の表彰式(2027年 1 月 20 日)にて発表
表彰式後同日開催する日本映像事業協会新年会の参加者(業界幹部)へ紹介
表彰式後にキー局・マスコミ各社より、TV・WEB メディアにてニュース配信、
J・VIG ホームページ並びに事業報告冊子に掲載予定

<応募締切(①②アップロード期日):2026年11月2日(月)正午 ※時間厳守>

◆応募に関してのお問い合わせ先◆ **日本映像事業協会 事務局**

☎107-0052 港区赤坂 1-7-3 第 6 新倉ビル 8F kumiai@jvig.or.jp Tel. 03-3505-2870 Fax. 03-3584-3208

※応募フォームから入力していただきます。この用紙は入力前の下書きとしてご利用ください※

『ヤング映像クリエイターを励ます賞』作品申込書



応募日	2026年 月 日	
会社名		
	TEL ()	
応募者	(フリガナ)	性別
	☐ プロデューサー ☐ ディレクター	男・女
	生年月日：西暦 年 月 日 (現 歳)	
	携帯電話： — — @ メールアドレス： @	
応募番組名 サブタイトル	(フリガナ)	
放送日時 放送局 年齢	20 年 月 日 (曜日)	
	(放送時間 午前 時 分 ~ 午前 時 分) 午後 午後	
	放送局・放送媒体	
	収録時間(分) 放送日当日時点の年齢 (歳)	
*番組内容		
*アピールポイント (ここを重視して 見て欲しい箇所)		
*本人の携わった 箇所 ※詳しくご記入願いま す。(例：企画立ち上げ、 キャスティング、予算 管理、コーナー部分等)		
*応募者の 制作履歴		
<会社としての推薦理由>		

*の項目についてはフォーム上では入力の文字制限はありません。

受賞の際に賞状トロフィー等に反映しますので、会社名番組名などは省略せず正式名称をお願いします。

番組タイトル内に含まれるカッコの種類「」『』や記号！～なども提出の通り反映しますのでご注意ください。

応募フォーム <https://www.jvig.net/inquiry/ycc-entry/> 応募締切11月2日(月)正午厳守